

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討事項	個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿について
関連 条文	改正法 第 75 条 5 項
	条例 第 7 条（個人情報取扱事務の登録）
検討事項 （詳細）	改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）第 75 条第 5 項の規定により、地方公共団体の機関は、 <u>同条第 1 項に規定する個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表について条例に定めることができる旨が規定されたため</u> 、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 7 条の規定による個人情報取扱事務の登録制度の継続について検討する。
影響範囲	条例等
検討 （詳細）	<p>1 条例における個人情報取扱事務登録制度について</p> <p>実施機関は、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報を記録した行政文書を使用する事務について、一定の事項を個人情報事務登録簿に掲載し、その登録簿を備え付けなければならないことを定めている。</p> <p>(1) 趣旨</p> <p><u>県民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるようにしている。</u></p> <p>また、実施機関はあらかじめ事務ごとの個人情報の取扱目的を明確にし、個人情報事務登録簿に示すことで、目的を超えた取扱いを制限するなど、取扱目的ごとの個人情報の適正な管理に役立てることができるようにしている。</p> <p>なお、作成した個人情報事務登録簿は審議会へ報告することにより、第三者の意見も踏まえた個人情報の適正な取り扱いを行うことができる仕組みとしている。</p> <p>(2) 個人情報事務登録簿の作成・公表の対象</p> <p>個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により<u>個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務</u></p> <p><u>（ただし、一般に知り得る状態である行政文書等は除く。）</u></p>

2 改正法における個人情報ファイル簿の作成・公表について

個人情報ファイルを保有する行政機関の長等は、その保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことを定めている。

※ 個人情報ファイル（個人情報のデータベース）

保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(1) 趣旨（現行の行政機関個人情報保護法の Q&A より）

個人情報ファイルの利用に伴う個人の権利利益の侵害の危険性にかんがみ、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立つとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるよう、保有している個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する“あらまし”を記載した帳簿として、行政機関ごとに1つの「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することとされている。改正法においても同様と考えられる。

(2) 個人情報ファイル簿の作成・公表の対象

行政機関等が保有している個人情報ファイルについて

（ただし、個人情報ファイルの存在を公表することにより国の重大な利益や犯罪捜査等の支障を及ぼすおそれがあるものや記録されている本人の数が一定の数に満たない（1,000人未満の予定）個人情報ファイルなど個人の権利利益侵害のおそれが小さいものは、作成・公表の適用除外となる。）

3 個人情報事務登録簿と個人情報ファイル簿の比較

(1) 作成対象等の比較

個人情報事務登録簿と個人情報ファイル簿について、作成対象や、作成・公表の趣旨、基準等について、比較した。（別紙①のとおり）

それぞれ異なる点があるが、改正法においては、同法第75条第5項の規定により、次のとおり、個人情報事務登録簿の作成・公表が認められている。

（「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」より）

個人情報取扱事務登録簿等は、国において個人情報ファイル簿が国民の開示請求権を保障（個人情報の保護）する重要な仕組みであることと同様、地方公共団体においては、住民の開示請求権を保障する重要な仕組みとして定着しており、法においても、個人情報ファイル簿とは別に、引き続き個人情報取扱事務登録簿等を作成・公表することを認めている。

また、次のとおり、個人情報ファイル簿の作成・公表の対象外となる個人情報ファイルについて、作成・公表することについても認められている。

（「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」より）

個人情報ファイル簿の作成義務の対象外となる一定数の基準は今後政令で定めるものですが[第74条第2項第9号及び第75条第2項第1号]、特定の個人が識別される場合など、改正法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは差し支えありません。

（2）個人情報事務登録簿の継続に関するメリット・デメリット

（1）の比較を踏まえ、個人情報事務登録を継続した場合又は廃止した場合における県民への公表範囲、内部管理の機能及び事務効率性に対するメリット・デメリットは次のとおり。（別紙④参照）

個人情報事務登録簿	メリット	デメリット
<p>① 継続</p> <p>これまでどおり、個人情報事務登録簿を作成・公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報事務登録簿を作成・公表することで、これまでと同様に、個人情報を取り扱う全ての事務について、県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に<u>関与することが</u>できる。(※参考1) ・個人情報事務登録簿による<u>内部的なチェック機能により、個人情報の適正な取扱いが</u>継続される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報事務登録簿と個人情報ファイル簿(本人の数が1,000人以上のデータベース)の<u>両方を作成・公表する</u>場合があり、<u>事務効率の低下が懸念</u>される。
<p>② 廃止</p> <p>ア 個人情報事務登録簿は作成・公表しない。</p> <p>個人情報ファイル簿は、<u>法定の作成・公表の対象外(本人の数1,000人未満)</u>も作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイル簿について、法定の基準以下も作成・公表することにより、県民の自己に関する情報の<u>関与について、検索できる範囲が広がる。</u> ・<u>1,000人未満の個人情報についても内部的なチェックに活用</u>できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての個人情報ファイル簿を作成対象とすることは、数が膨大になる恐れがあり、<u>事務負担が大きい。</u> ・事務単位で作成する個人情報事務登録簿を作成しないことから、<u>どのような事務で個人情報が取り扱われているのか</u>分かりづらくなる。
<p>イ 個人情報事務登録簿は作成・公表しない。</p> <p>個人情報ファイル簿は、<u>法定分(本人の数1,000人以上)のみ</u>作成・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイル簿を法定分のみを作成・公表するので、<u>これまでより事務効率は上がる可能性は</u>ある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報ファイル簿の作成・公表範囲は、個人情報事務登録簿より小さくなる(※参考2)ため、県民の自己に関する情報への<u>関与について検索できる範囲も</u>小さくなる。 ・事務単位で作成する個人情報事務登録簿

を作成しないことから、どのような事務で個人情報を取り扱われているのか分かりづらくなる。

(※参考1) 2020年度の年間ページビュー数 5,053(1日平均 13.8)

(※参考2) 2022年2月28日時点の3,849の登録事務における5,664の個人の類型数(※参考3)に対し、1,000人以上の個人が記載された個人情報ファイルを有するものは、全体のおよそ12%だった。

(※参考3) 類型数とは、個人情報事務登録簿に定められている「個人情報記録から検索し得る個人の類型」の数であり、その対象とする個人情報の種類(講師、受講者、申請者等)の数を示す。

4 個人情報事務登録簿の認識状況等について(令和4年1月庁内照会)

(1) 事務登録簿の認識状況について

- ・ およそ9割の所属が、個人情報の適正な管理に役立つ制度として認識しており、半数の所属において、実際に事務を進める中で活用する場面があるとの回答だった。
- ・ 具体的には、事務の根拠や個人情報を収集する目的、要配慮個人情報の取扱理由を組織として把握するとともに、対外的に説明する際にも有用であるという意見があった。
- ・ また、個人情報取扱事務登録制度を廃止した場合に関する意見としては、個人情報の取扱い時のチェックリストとしての役割があることから、所管する事務において取り扱う個人情報の確認に支障があると懸念する意見があった。

照会項目	はい	いいえ
① 事務の開始後も登録簿を活用しているか	49%	51%
② 登録簿の作成は、個人情報の適正な管理に役立つものとして認識しているか。	89%	10%

(2月28日時点で回答のあった171所属の集計)

(2) 登録事務において現在保有する個人情報の本人の数

- ・ 登録事務の個人の類型の総数に対し、1,000人以上の個人が記録された個人情報ファイルを有するものは全体のおよそ12%だった。

- ・ その他の規模としては、100人未満の個人情報ファイルや、個人情報ファイルに当たらないもの（データベース化するなど、特定の個人を検索できるように体系的に構成・整理しているものではないもの）が多かった。

令和4年2月28日現在			(参考)①のうち、本人の数が1,000人未満のもの等				
登録事務に係る個人の類型数(①)	①のうち、本人の数が1,000人以上のもの(②)	②/①	100人未満	100～499人	500～999人	不明	その他(個人情報ファイルに当たらないもの、事務登録廃止予定等)
5,664	701	12%	1,935	533	197	399	1,899

※ 登録事務数は、3,849。
 ※ 個人の類型数とは、一事務に係る「個人情報記録から検索し得る個人の類型」の数のこと。
 (例:○○セミナー事務において、講師及び受講者の個人情報を取り扱う場合、個人の類型数としては「2」となる。)
 ※ ただし、一事務に係る複数の個人の類型(例:申請企業の代表者と申請担当者)を一つの個人情報ファイルに記録している場合や、個人情報ファイル簿の作成対象とならない事務(犯罪の捜査や職員の人事・給与等に関する情報を記録する文書を使用する事務)も照会の対象に含まれていることから、必ずしも上記が個人情報ファイル簿の作成が必要な個人情報ファイルの数ではない。

5 対応方向性

現在（R4年4月18日時点）、
 個人情報事務登録簿については、庁内において、
 継続しない方向も検討されていることから、
 対応の方向性は調整中となります。

関連情報
 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」
 P. 35

地方公共団体等の保有する個人情報の取扱いについては、地方公共団体等が国の行政機関及び独立行政法人と同様に公的部門に属することから、法律により、公的部門の規律を適用することが適当である。具体的には、個人情報の定義(照合の容易性の扱い)、要配慮個人情報の定義、個人情報の取扱い(保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限等)、個人情報ファイル簿の作成及び公表等について、見直し後の行個法と同等の規定を適用することが適当である。現在、個人情報ファイル簿の作成を規定する団体が534団体、個人情報事務登録簿等の作成を規定する団体が1,466団体、作成に関する規定がない団体が84団体ある。

また、個人情報ファイル簿の公表を規定する団体が518団体、個人情報事務登録簿等の公表を規定する団体が1,415団体、公表に関する規定がない団体が134団体ある(「個人情報保護条例に係る実態調査結果」(令和2年5月、個人情報保護委員会事務局))。法制化後も、個人情報の適切な管理を継続するため、引き続き条例で個人情報事務登録簿等を作成・公表できることとするのが適当である。

<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」（令和3年6月時点暫定版） P. 213</p>	<p>4-3-2 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表（法第75条第5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法において、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関及び独立行政法人等と同様に、個人情報ファイル簿の作成及び公表等が義務付けられている（法第75条第1項。3-2-2を参照のこと。）。 ○ 他方で、令和3年の改正個人情報保護法の施行前においては、多くの地方公共団体において条例により「個人情報取扱事務登録簿」等が作成されている。 ○ 個人情報取扱事務登録簿等は、国において個人情報ファイル簿が国民の開示請求権を保障（個人情報の保護）する重要な仕組みであることと同様、<u>地方公共団体においては、住民の開示請求権を保障する重要な仕組みとして定着しており、法においても、個人情報ファイル簿とは別に、引き続き個人情報取扱事務登録簿等を作成・公表することを認めている。</u>
<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」による「改正個人情報保護法の規律に関するQ & A」 P. 11</p>	<p>1-1-1 本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成することは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>個人情報ファイル簿の作成義務の対象外となる一定数の基準は今後政令で定めるものですが〔第74条第2項第9号及び第75条第2項第1号〕、特定の個人が識別される場合など、改正法の趣旨に反しない限り、<u>本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは差し支えありません。</u>なお、現行の行政機関個人情報保護法施行令においては、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされています〔同令第8条〕。 <u>ただし、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルは、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象外です。</u></p> <p>1-1-2 第75条第4項で規定する「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」とは具体的に何を想定しているのか。個人情報取扱事務登録簿等を引き続き作成することは可能なのか。また、個人情報ファイル簿に代えて個人情報取扱事務登録簿を作成することとすることは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>第75条第4項で規定する「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」とは、現行条例において地方公共団体が作成している「個人情報取扱事務登録簿」等を想定しており、当該登録簿を引続き作成することは可能です。ただし、この場合でも、改正法で規定される個人情報ファイル簿は作成・公表する必要があります。</p>

<p>改正個人情報 保護法</p>	<p>(定義) 第六十条 2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p>
	<p>第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル（※注） 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。 4 <u>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。</u> 5 <u>前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</u> (※注) 第七十四条 (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p>

- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

<p>神奈川県個人 情報 保護条例</p>	<p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の職員に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。）を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称及び概要</p> <p>(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報取扱事務を開始する年月日</p> <p>(4) 個人情報取扱事務で収集する個人情報に係る当該個人の類型</p> <p>(5) 前号の個人の類型ごとの次の事項</p> <p>ア 個人情報を取り扱う目的</p> <p>イ 個人情報の項目名</p> <p>ウ 要配慮個人情報の取扱いの有無及び当該情報を取り扱うときは、その理由</p> <p>エ 個人情報の収集先及び収集の方法</p> <p>オ 保有個人情報を利用し、又は提供する範囲、保有個人情報を提供するときは提供する保有個人情報の項目名及び第10条に規定する電磁的方法により保有個人情報を提供するときはその旨</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。</p> <p>4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。</p> <p>6 前各項の規定は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱う個人情報取扱事務については、当該個人情報取扱事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある場合に限り、適用しない。</p>
-------------------------------	---